

# 宇部市飲用井戸等整備事業補助金フローチャート

申請者

生活衛生課

未給水区域の住宅に居住し、又は居住しようとする者で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図りたい (§ 1)

1 相談

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱 (§ 1~20)

§ 2：用語の意味

§ 3：対象地域  
§ 4：対象者  
§ 5：対象施設  
§ 6：対象経費

§ 7：補助額  
経費の1/2、50万円を限度

2 補助金交付申請書提出 (様式第1号) (§ 8)  
【添付書類】  
・事業予定場所の位置図・設計図面 (平面図)・工事費の内訳が明記されている見積書・市税に滞納がないことを証する書類  
必要な場合—  
・代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿 (様式第2号)・土地使用承諾書 (様式第3号)・給水施設の使用不要となったことを証する書類・水質基準が適合しないことを証明できる書類及び浄水器の性能、仕様を証明できる書類  
・市長が必要と認める書類

審査

3 補助金交付・不交付決定通知書送付 (様式第4・5号) (§ 9・10)  
概ね1週間以内に補助金申請書の審査を行い可否の決定

4 事業の着手 (§ 11)  
交付決定通知後に事業に着手  
※交付決定前に着工されると補助対象となりません

§ 16：調査・報告を求める  
§ 17：交付の取消  
§ 18：補助金の返還  
§ 19：維持管理

4' 計画の変更承認申請書提出 (様式第6号) (§ 12-1)  
補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合

審査

4'' 事業計画変更承認・不承認通知書送付 (様式第7号) (§ 12-2)  
速やかに変更内容の審査を行い可否の決定

5 実績報告書 (様式第8号) (§ 13)  
事業完了後30日以内か3/31のいずれか早い日まで  
【添付書類】  
・工事請負契約書の写し・補助事業に係る請求書又は領収書の写し・工事写真 (着工前、工事中、完成)・竣工図面 (平面図)  
・柱状図 (ボーリング工事を行った場合)  
・新設の場合の水質検査の結果・浄水器設置前における水質検査結果  
・市長が必要と認める書類

審査

6 補助金確定通知書送付 (様式第9号) (§ 14)  
概ね1週間以内に実績報告書の審査を行い補助金額の確定

7 補助金交付請求提出 (様式第10号) (§ 15)

8 補助金振込 (申請者の指定口座) (§ 15)  
請求書受理後30日以内に支払い